**＜院内感染対策指針＞**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療法人文佑会　原病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　院内感染対策委員会

1．院内感染対策に関する基本的な考え方

文佑会原病院（以下｢本院｣）は、医療の安全の下、院内感染の防止を図り、

患者様に安全で良質な医療の提供ができるように努めます。

またその実現のため、有効な活動ができる組織作りや、マニュアルの作成等に取り組み、

職員一人一人が理解、把握し意識と知識の向上に努め、院内感染予防対策に邁進します。

2．院内感染対策のための委員会とその他の組織に関する基本的事項

1. 本院における院内感染対策に関する意志決定機関として、

病院長を委員長とした院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、

感染対策に関する事項を検討する。

1. 感染対策に関する実働的組織として感染制御チーム、感染防止小委員会を設置し、

感染予防に関する情報収集や問題点に、迅速な対応と改善策を講じる。

1. 院内感染対策委員会、感染制御チーム及び感染防止小委員会の、運営に関しては

別途規程を設ける。

3．院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について、周知徹底を図ることを目的に

全職員を対象とする年２回以上の院内研修を行う。

また外部研修等の参加を広く呼びかけ、知識の向上を図る。

4．感染症の発生状況の報告に関する基本方針

1. 細菌の検出状況は週報｢感染情報｣を作成し、各部署に配布し全職員へ情報の周知を図る。
2. 薬剤耐性菌など、主要な病原菌については、検査結果報告を受け取り次第、そのつど

｢感染状況｣を作成し、各部署に配布し全職員の周知徹底を図り、院内感染予防に努める。

1. その他、緊急の感染情報などあれば｢感染緊急情報｣を作成し、各部署に配布する。

また必要に応じて院内感染対策委員会にて対策を講じる。

1. 薬剤耐性菌など、主要な病原菌の感染対策について｢院内感染対策委員会月報｣を作成し、

院内感染対策委員会にて対策を協議し、これを全職員へ報告、対策の実行を促す。

**＜院内感染対策指針＞**

5．院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる場合、または院内感染発生時は、別途マニュアルに基づき、

緊急院内感染対策会議を招集、開催し速やかに、原因究明と改善策を講じ、

これを実行するため、職員全員に周知徹底を図る。

また必要に応じ患者や家族に、説明を行うとともに、保健所等に報告、連絡、相談を行う。

6．新型の病原体による感染症発生時対応に関する基本方針

　　　　新型の病原体による感染症発生時には、緊急の院内感染対策会議を招集、開催し

感染対策のための方策を講じる。また診療継続のための指針を示し、患者及び職員

の安全を確保する。

国、県、保健所、医師会等の感染に関する情報を収集するとともに連絡、連携を図り、

感染予防対策を推し進める。

7．患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

　　　　本指針の閲覧には感染対策委員のもと、患者等自由に閲覧できる。

　　　　また本院の感染対策に対する考え方を広く周知してもらう為に、院内に掲示する。

またホームページ等の掲載に努める。

8．その他の医療機関内における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

職員は院内感染対策委員会が定めた「院内感染対策マニュアル」に基づいて

院内感染防止に努める。また委員会は必要に応じ、マニュアルの改訂等を行い、

常に新たな感染症に、対処できるよう心がける。

策定　平成19年　10月　1日

改訂　平成24年　5月　1日

改訂　2020年　10月　19日